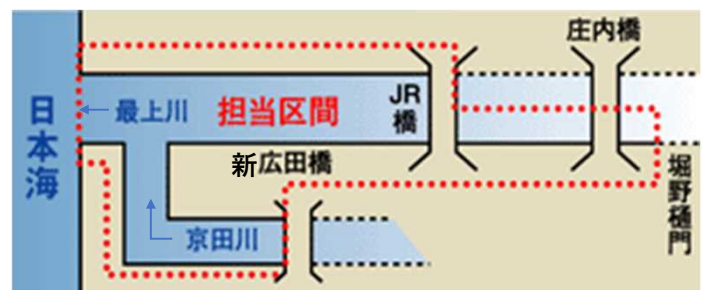


令和6年度から酒田出張所は閉所し、酒田河川国道事務所に 出張所機能を集約します。

昭和23年（1948年）7月10日より、最上川下流（最上川河口から庄内橋付近まで）と京田川（最上川合流点から新広田橋下流まで）、合わせて17.1kmの改修工事や維持管理業務を担ってきた酒田出張所は、4月から酒田河川国道事務所の「酒田地区最上川管理室」として河川管理課内に出張所の機能を集約し、体制強化を図って参ります。

【河川管理延長】 17.1 km

- 1) 最上川下流 12.9 km
最上川河口から庄内橋付近（堀野樋門）まで
- 2) 京田川 4.2 km
京田川の最上川合流点から新広田橋下流まで



酒田出張所は、令和6年3月31日をもって事務所内体制強化の見直しにより閉所することとなりました。

4月からは酒田河川国道事務所（右写真・図）の庁舎1Fに「酒田地区最上川管理室」を設置しますので、河川敷などの利用で許可申請等を行う際には、こちらへお越しください。

※酒田出張所庁舎（酒田市山居町二丁目12-14）に職員は不在となります。



酒田河川国道事務所 「酒田地区最上川管理室（1F）」
酒田市上安町一丁目2-1 TEL 0234-25-0163（室直通番号）

※つながらない場合、下記におかけ願います。
平日 TEL 0234-27-3497（河川管理課直通）
夜間・休日 TEL 0234-27-3331（代表）

これまで以上の危機管理体制を構築し、引き続き最上川下流部の適正な河川維持管理に努めて参ります。

記者発表先：山形県政記者クラブ、酒田記者クラブ、鶴岡記者会、東北建設専門紙記者会

| 問い合わせ先 | |
|-------------------------|---------------------------|
| 国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 | 電話：0234-27-3331（代表） |
| 副所長（河川担当） | こおりやま ひでき 郡山 秀樹（内線204） |
| 河川管理課長 | さかい あきら 酒井 顕（内線331） |